

第2回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年8月24日（月曜日）午後2時から午後2時30分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）
会 長 神谷昌明
農業委員 山中力四郎 藤浦利吉 奥谷治子
黒田実 岡田みさ子 永井千春
齋藤明充 近藤正孝 原田孝司
山中めぐみ
農地利用最適化推進委員
杉浦孝明 三島幸雄 新美康弘
磯貝孝弘 禰宜田時晴 長谷部実
藤関弘之 金原節子 梶川吉治
4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員0名）
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選定について
第1 議事録署名委員の選定について
 - 第2（1）議案について（19件）

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件	2件
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について	16件
 - （2）報告事項について（7件）

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	1件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	6件
6. 事務局・説明員

事務局長	杉浦英樹	次 長	伊藤博之	係 長	松井佑未子
主査	梅木純一	主 事	石川修平		

7. 議事とその結果

次 長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第2回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は農業委員11名・推進委員9名の委員全員の出席をいただいておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。 これからの取り回しにつきましては、碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、5番委員、6番委員にお願いします。
会 長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農政振興係の〇〇から内容を説明いたします。 1ページをお開きください。 議案第1号、受付番号67番、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の改定についてです。 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想については、以後基本構想と呼ばせていただきます。 基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定めるものになりまして、効率のかつ安定的な農業経営の育成を図るための将来の目標の明確化、目標設定の基本的な考え方、農用地の利用集積の目標等を設定し、その実現のためのとるべき措置等を示すもので、一般的には認定農家の所得目標やその基準となる営農モデル等についても、こちらの基本構想に示されております。 今回、令和7年4月1日に法の一部改正が施行されるとともに県の基本方針が改定され、それに伴い、市の構想の一部を見直すものであります。 基本構想の改定により皆様に大きく影響する内容が2点ございます。 1点目は認定農家の基準を示している点です。机上にお配りした冊子の2ページをお開きください。 ページ上段に認定農家及び認定新規就農者の目標とする年間農業所得と1人あたりの年間労働時間が記載されている表があります。この表を基に認定農家及び認定新規就農者の目標が設定されます。なお、今回の見直しでは県の基本方針が従来とは変更無しであったため、当市の基本構想についても従来から変更ございません。認定農家の年間農業所得は約400万円、1人あたりの年間労働時間は約1,800時間と設定しています。認定新規就農者の年間農業所得は約250万円、1人あたりの年間労働時間は約2,000時間と設定しています。 2点目は農用地の利用集積に関する目標を掲げている点です。冊子の5ページをお開きください。

５ページに掲載した表の項目で効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアとありますが、今回８０％と設定しております。これは、当市が利用集積率の目標として掲げている数字になります。県の基本方針では８０％から７０％に変更しておりますが、当市の集積率は既に７０％を超えておりますので、従来どおり８０％と設定しております。

それでは、基本構想の見直しの概要について説明いたします。机上に置かせていただきました別紙をご覧ください。要点のみ説明いたします。

主な見直しのポイントとして、２基本構想の見直しのポイント（１）ウに記載しておりますとおり、冊子に記載しております経営モデルの表を別表として巻末に配置し、記載内容の並び替えを行いました。

主な項目別の見直しのポイントとして、２基本構想の見直しのポイント（２）アに記載しておりますとおり、今回の改正により県の基本方針における目標年度が令和１４年度から令和１７年度に変更されましたので、基本構想の目標年度も同様に変更しました。また、県の新規就農者の確保数の目標設定の期間が１年間から５年間に変更されたことに伴い、１年間で５人と設定されていた新規就農者の確保数を５年間で２５人に変更しました。また、２基本構想の見直しのポイント（２）ウに記載しておりますとおり、制度改正の関係で「人・農地プラン」や「市町村による利用権設定」等の文言を「地域計画」や「農地中間管理機構による農地中間管理事業」に変更しました。

最後に今後の手続きについてです。基本構想の見直しにあたってはＪＡあいち中央の意見も伺う必要があります。ＪＡあいち中央から意見を伺った後、県との協議から同意を得て、令和９年３月までに公告を実施予定です。以上です。

会 長

ありがとうございました。

それではこの件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第１号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場

（「異議無し」の声）

会 長

異議もございませんので、議案第１号は原案のとおり決定しました。

会 長

次に議案第２号、「農地法第５条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

２ページをお開きください。

議案第１号、農地法第５条の規定による県知事許可の申請の件についてです。

受付番号４９番

〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇さん 外１名から、

△△町△丁目△△番地 △△△△さんへ、

◎◎町◎丁目◎◎番 畑 ５７９㎡はじめ１１筆 合計１，３４３㎡につきまして、使用貸借権の設定で、店舗１棟 １４１．５１㎡、農業用倉庫１棟 １８８．８１㎡、建ぺい率２４．５％、駐車場１４台分の転用になります。

申請理由としましては、申請地にはすでに既設ハウスが1棟あり、農地法・建築許可等の正式な手続きをしないまま倉庫兼加工所として使用しておりました。こちらの倉庫はこのままでは建築許可が下りないことが判明したため、この既存の倉庫を解体し、新たに農業用倉庫を建築することにしました。既存店舗として使用しているハウスは農業用ハウスとして使用し、申請地に新たな店舗を建築します。また従業員の駐車場についても、前回計画しました駐車スペース12台分に置ききれない車両については、ハウス横の空いたスペースに無理やり駐車している状況であり、駐車場の数としては十分ではありません。そのため今回新たに14台分の従業員用と来客用の駐車スペースも確保したく申請しましたとのことです。申請書には始末書もついております。

申請地は現在、市街化調整区域内の農地、色地です。

この農用地区域内にある農地は、原則として許可できない農地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものについては例外として許可できることになっております。

申請地は、農業用施設用地として6月の本会議にかけ、7月3日に用途区分変更がされました。

また、申請書には碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。

農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。

なお、令和8年8月7日に、15番委員、16番委員と事務局で、現場確認を実施しております。

地図は、19ページにあります。

また図面は、20ページにあります。

続きまして、3ページをご覧ください。

受付番号50番

〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇さんから、

△△町△丁目△△番地 △△△△さんへ

◎◎町◎丁目◎◎番、現況畑、1,062㎡につきまして、

駐車場25台分、利用率100%の転用申請です。

申請理由としましては、「現在申請地の隣地である坂口町4丁目1番地に〇〇という店舗をかまえて新車・中古車の販売を行っております。本来45台展示できる駐車場に隙間なく70台ほどの車が展示されており十分な展示スペースがとれておらず、お客様や従業員の駐車場が確保できていない状況です。その状態を是正したく隣地の所有者に相談したところ、貸していただけることになりましたので申請に至りました」

とのことです。

申請地の農地区分は第3種農地と考えます。第3種農地とは「市街化の傾向が著しい区域内の農地」で、今回の申請地は、第3種農地の中でも、「医療施設・公共施設が500m以内に2つあり、かつ上下水道管が整備されている2項道路の沿線にある区域」に相当していると考えます。

	また、申請書には明治用水土地改良区、油ヶ渕悪水土地改良区、碧南市土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。 以上のように、農地法第5条第1項の許可の要件を全て満たしていると考えます。 なお、令和8年8月7日に、10番委員と14番委員と事務局で、現場確認を実施しました。 地図は21ページ、利用計画図は22ページにあります。
会 長	ありがとうございました。 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まずは受付番号49番です。15番委員をお願いします。
15番委員	現況は何も変わらずの状態です。転用許可申請が下りれば是正されると事務局から聞いております。以上です。
会 長	ありがとうございました。続いて16番委員をお願いします。
16番委員	磯貝委員と同意見です。
会 長	ありがとうございました。続きまして、受付番号50番です。10番委員をお願いします。
10番委員	現状、急こう配な畑となっております。駐車場への転用は問題ないと思われます。
会 長	ありがとうございました。続きまして、14番委員をお願いします。
14番委員	現状数種類の果樹が植わっている状況です。転用について、特に問題ないと思われます。
会 長	ありがとうございました。 それでは、この件につきまして推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	（「異議無し」の声）
会 長	異議もございませんので、議案第2号は、原案のとおり決定しました。
会 長	次に議案第3号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	3ページをお開きください。 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。 中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。 審議にあたり、1件訂正が生じた案件がありましたので、ご説明いたします。本日お手元に追加で配布いたしました差し替え資料をご覧ください。受付番号66の案件ですが、渡人の〇〇様に関しまして、現在、相続手続き中となっておりますので、相続人代表者として利用権設定の申請を行っております。そのため、渡人は相続人代表 〇〇様に訂正させていただくと、〇〇様の自作面積を7,450㎡に、貸付面積を1,485㎡に訂正させていただきます。訂正内容は以上となります。

3 ページに戻っていただきまして今回の利用権設定案件は全て貸借権設定で、合計件数 16 件、合計面積 23,237 m²です。内訳は、田 1,485 m²、畑 21,752 m²です。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。

会 長 ありがとうございました。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

5 番委員の案件を先決します。

5 番委員 (退席)

会 長 5 番委員の案件は受付番号 53 番、57 番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

5 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、5 番委員関連の受付番号 53 番、57 番は、原案のとおり決定しました。

5 番委員 (自席に戻る)

会 長 次に 12 番委員の案件を先決します。

12 番委員 (退席)

会 長 12 番委員の案件は、受付番号 66 番です。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

12 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、12 番委員関連の受付番号 66 番は、原案のとおり決定しました。

会 長 それでは、先決 3 件を除く 13 件について、質疑に入ります。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。

会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件 1 件

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件 6 件

合計 7 件、一括報告してください。

事務局 (報告)

会 長 ありがとうございました。

会 長	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
会 長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
会 長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
会 長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
会 長	無いようですので以上をもちまして、第2回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時30分閉会～